

津市少子化対策地域支援活動事業補助金交付要綱

平成 27 年 8 月 31 日訓第 70 号

改正 平成 29 年 4 月 28 日訓第 60 号

令和 2 年 8 月 28 日訓第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じた支援を切れ目なく行うことにより、地域における少子化対策の充実を図るため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「少子化対策地域支援活動事業」とは、本市の区域内に主たる事務所を有する少子化対策を実施する民間団体が、少子化対策に係る地域の実情に応じた創意工夫のある催しを自ら企画し、実施する事業をいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「少子化対策地域支援活動事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 4 条 補助金は、少子化対策地域支援活動事業を実施する民間団体で、次の各号のいずれにも該当するものに対し、少子化対策地域支援活動事業の実施に係る費用をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 当該少子化対策地域支援活動事業に関し、この要綱に基づく補助金以外の金銭援助を本市又は他の地方公共団体から受けていないもの
- (2) 少子化対策地域支援活動事業の企画に応募し、市長が別に定める選定委員会において適当と認められるもの

(補助金の額)

第 5 条 補助金は、少子化対策地域支援活動事業 1 回の実施につき 10 万円を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第 6 条 規則第 3 条第 1 項の別に定める期日は、少子化対策地域支援活動事業

を実施する日の１０日前とする。

（実績の報告）

第 7 条 規則第 12 条の規定による実績報告書（規則第 6 号様式）の提出は、少子化対策地域支援活動事業を実施した日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日まで、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

(1) 当該実施に係る費用を支払ったことを証する書類の写し

(2) 事業実績書（別記様式）

（委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 28 日訓第 60 号）

1 この訓は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

2 改正後の津市少子化対策地域支援活動事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 8 月 28 日訓第 56 号）

1 この訓は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

2 改正後の別記様式の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別記様式（第7条関係）

事業実績書

団 体 名	
事 業 名	
開 催 日 時	
開 催 場 所	
参 加 対 象 者	
参 加 者 数	
参 加 費	
募 集 ・ 周 知 方 法	
事 業 内 容	
事 業 の 成 果	
今 後 の 課 題	

※ 事業の実施内容及びその成果が分かる資料（実施状況を撮影した写真、パンフレット、チラシ等）を添付してください。